

衆議院 第二百一十回国会 経済産業委員会 議 録 第 十 八 号

令和五年五月三十一日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 竹内 讓君

理事 井原 巧君

理事 関 芳弘君

理事 落合 貴之君

理事 小野 泰輔君

理事 東 国幹君

理事 石川 昭政君

理事 石原 正敬君

理事 今枝宗一郎君

理事 神田 潤一君

理事 小森 卓郎君

理事 鈴木 淳司君

理事 富樫 博之君

理事 深澤 陽一君

理事 堀井 学君

理事 松本 尚君

理事 宗清 皇一君

理事 山下 貴司君

理事 大島 敦君

理事 後藤 祐一君

理事 田嶋 要君

理事 山岡 達丸君

理事 遠藤 良太君

理事 中川 宏昌君

理事 笠井 亮君

経済産業大臣

財務大臣政務官

政府参考人

(金融庁総合政策局参事官)

政府参考人

(金融庁総合政策局参事官)

政府参考人

(金融庁総合政策局参事官)

政府参考人 (消費者庁審議官) 植田 広信君

政府参考人 (財務省主計局次長) 寺岡 光博君

政府参考人 (国税庁長官官房審議官) 植松 利夫君

政府参考人 (経済産業省大臣官房) 吾郷 進平君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 門松 貴君

政府参考人 (資源エネルギー庁長官官房) 南 亮君

政府参考人 (資源エネルギー庁政策統括調整官) 角野 然生君

政府参考人 (中小企業庁長官) 小林 浩史君

政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 小 正裕君

政府参考人 (株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長) 関根 和光君

経済産業委員会専門員 藤田 和光君

委員の異動

五月三十一日

辞任 石井 拓君 補欠選任 松本 尚君

上川 陽子君 石橋林太郎君

國場幸之助君 石原 正敬君

山際大志郎君 岸 信千世君

吉田 真次君 東 国幹君

田嶋 要君 後藤 祐一君

同日 東 国幹君 補欠選任 吉田 真次君

石橋林太郎君 上川 陽子君

石原 正敬君 國場幸之助君

同日 補欠選任

岸 信千世君

東 国幹君

吉田 真次君

後藤 祐一君

田嶋 要君

同日

東 国幹君

石橋林太郎君

上川 陽子君

石原 正敬君

國場幸之助君

岸 信千世君 深澤 陽一君

松本 尚君 石井 拓君

後藤 祐一君 田嶋 要君

同日 補欠選任

深澤 陽一君 神田 潤一君

同日 補欠選任

神田 潤一君 山際大志郎君

同日 補欠選任

神田 潤一君

同日 補欠選任

山際大志郎君

同日 補欠選任

神田 潤一君

同日 補欠選任

山際大志郎君

同日 補欠選任

神田 潤一君

同日 補欠選任

山際大志郎君

同日 補欠選任

神田 潤一君

同日 補欠選任

山際大志郎君

同日 補欠選任

神田 潤一君

同日 補欠選任

山際大志郎君

同日 補欠選任

神田 潤一君

同日 補欠選任

山際大志郎君

同日 補欠選任

神田 潤一君

同日 補欠選任

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

○竹内委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長関根正裕君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として金融庁総合政策局参事官尾崎有君、金融庁総合政策局参事官新発田龍史君、消費者庁審議官植田広信君、財務省主計局次長寺岡光博君、国税庁長官官房審議官植松利夫君、経済産業省大臣官房スタートアップ創出推進政策統括調整官門松貴君、資源エネルギー庁長官官房審議官門松貴君、資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官南亮君、中小企業庁長官角野然生君及び中小企業庁事業環境部長小林浩史君の出席を

求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○竹内委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。山岡達丸君。

○山岡委員 山岡達丸君です。

本日も質疑の時間をいただきました委員長、理事そして委員の皆様へ感謝を申し上げますが、本日は、いわゆる信用保険法、そして商工中金法の改正案ということでございますので、金融のお話を中心に向っていきたいと思っております。

その前に、北海道で半導体の動きがありましたので、そのことについて、まず西村大臣にお伺いしたいと思っております。

先週の月曜日、五月二十二日になりますけれども、北海道千歳市、次世代半導体メーカー、ラピダスが進出を決めている場所でありまして、そこで、次世代半導体プロジェクトということで、その説明会が開催されるということがありました。

地元はもちろんでありまして、国、北海道、苫小牧を含む近隣自治体、一般参加者含めて、千四百人という方が短い周知期間だったにもかかわらずお集まりになるということで、大変高い関心が寄せられているということがうかがえました。

地元でプロジェクトの説明を聞くという機会がなかなかないということもありまして、私も参加をさせていただいて、そのお話を伺うということとございまして。

その中で小池社長が、大変、プレゼンテーションは独自性にあふれて、熱意を感じる、この地域へ進出していくという理解の増進に非常に効果

第一類第九号

経済産業委員会議録第十八号

令和五年五月三十一日

進と地域金融への影響についてお伺いしたいと思います。

商工中金が二〇一八年に策定をされましたビジネスモデル等に係る業務の改善計画では、経営支援、事業再生、高リスク事業、創業等の四つを重点分野として、危機対応業務に依存しない新たなビジネスモデルの確立に向けた取組を進めております。特に、創業のスタートアップ支援ですとか事業再生支援など、脱金利競争分野を目指していることは重要であると思えます。

商工中金の支店は、大半の県で一、二店舗と、限られております。各地域に豊富な店舗網と情報網を持つ民間金融機関との連携で、企業支援の効率が高められるはずだと思っております。

今後、商工中金が、スタートアップ支援や事業再生支援を中心に、地域金融機関との連携、協業で地域金融機関に果たすべき役割について、この点につきましてのお伺いをしたいと思います。

○角野政府参考人 お答えいたします。

商工中金は、各都道府県に店舗があり、全国ネットワークを有しているという特色を有しております。これまで、リーマン・ショック以降に全国の再生案件に関与することで、再生支援人材を維持、育成するなどにより、事業再生支援の優れたノウハウを有しているところでございます。また、積極的にスタートアップ向けの融資に取り組みとともに、事業性評価も大きく進んでいるところでございます。

一方で、御指摘いただきましたとおり、地域ごとの支店数や職員数は決して多くはなく、地域におけるネットワークや地域密着型支援につきましては地域金融機関の方に強みがあるというふうにご認識してございます。

このように、両者の強み、特色は異なるため、全国的な知見、ノウハウを有する商工中金と地域に密着した地域金融機関が連携、協業し、地域の中小企業の成長や地域経済の活性化を実現することが目指すべき姿であるというふうにご考えてございます。

○中川公委員 ありがとうございます。

時間が参りましたので、ちょっと、あと二問くらいありますけれども、まとめさせていただきますが、今おっしゃったとおり、地域の金融機関が持つ各地域に根差した情報、また、商工中金の機能、ノウハウを是非とも融合させていって、双方の顧客がいるんですけれども、この顧客の基盤に對しまして、一つは高度な金融分野、そして本業支援分野等の幅広いニーズへの対応力、これを今回を機に是非とも強化をしていただきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○竹内委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前九時五十七分休憩

午前十一時九分開議

○竹内委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。大島敦君。

○大島委員 冒頭、事業環境部長に伺いたいですけれども、

商工中金の株主は、中小企業等協同組合、中小企業組合ですか、あるいはその構成員たる会社とあつて、ずっとおつき合いをさせていただいて、かつ、時々メンバーの会社の工場見学もさせていただいておりました、皆さん、経営者として一流の経営者の方です。

先日、浜松に伺う機会があつて、大手の自動車会社の一次下請のやはり協同組合があつて、その専務理事だと思ふんですけれども、お話をさせていただいたところ、企業のサプライチェーン、今、後継者がなかなか見つからなかったり、後継者がいらつしやらなかったりして、サプライチェーンが途絶するかもしれないという検証を行っているというお話を伺いました。

そうすると、私、商工中金の融資先はいい会社だと思つているの。皆さん、協同組合をつくるだけの体力があつて、かつ経営的なセンスがある皆さんのので、融資先としてはいい融資先だと思ふます。

一点、冒頭聞きたいのは、不正事案の中で、商工中金が被害を被つた、あるいは不良債権ですとか、抱えてしまったとか、金銭的な損失があつたかどうか。通告していかないの、もしも知つていふようでしたら教えてください。

○小林政府参考人 お答え申し上げます。

手元に詳細なデータはないわけでございますが、不正事案の際、先生がおっしゃられたような、商工中金側が、改ざんをしたものにつけてしまったことで直接の被害というものは余り聞いてございません。政府から金利部分を少し補填しているところを、むしろ商工中金に少し返させたところ、そういうものはございますけれども、そういったのが私の認識でございます。

○大島委員 したがって、商工中金の経営はオーソドックスにやつていければ無難に終わる、無難に経営できる会社かなと思つていて、今、冒頭伺つたのは、やはりメンバー、構成する企業の皆さん、非常に優良な企業が多いと私考えているものから、まずそのことを冒頭確認させていただいて、議論を進めていきたいと思います。

実は、二〇〇〇年代初頭は、民営化すれば世の中は全てよくなるという世論が大分主流を占めていて、二〇〇五年には郵政民営化の法律が成立をして、二〇〇六年には行革推進法が成立をしております。そのときの行革推進法の、この間まで北九州市の市長をされていた北橋先生が筆頭理事で、私が次席理事を務めておりました、伊吹文明委員長の下、自民党は園田博之さんが筆頭理事だと記憶しているんですけれども、そのときに、商工中金を完全民営化するものとし、二〇〇八年度において国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずるものとされた、こういう法律が成立したときに、与野党共に附帯決議をつけさせてい

ただいております。

やはり危機対応についてはしっかりと取り組んでほしいということで、二〇〇六年の四月十九日の特別委員会の附帯決議では、「商工組合中央金庫について、政府出資のかなりの部分の準備金化等強固な財務基盤や当分の間金融債の発行を継続するなど円滑な資金調達基盤を確立するとともに、完全民営化後も中小企業向け金融機関であることを確保するよう制度的措置すること。」ということ、当時から、与野党共に、商工中金含めて危機対応については取り組んでほしいということ、これを附帯決議でつけさせていただいております。

その後、商工中金法は、リーマン・ショックの後の二〇〇九年、東日本大震災後の二〇一一年、二〇一五年と三回改定されておりました、政府保有株式の全部処分が延期をされてきた経緯があります。

このうち、二〇〇九年改正については、二〇〇八年十月の株式化に前後してリーマン・ショックが発生し、経済状況が急激に悪化したことを受けて、二〇〇九年に実は議員立法で商工中金法改正案を成立させた経緯があります。当時の当委員会と与野党共にこの商工中金法改正案を成立させた経緯がありまして、これに、危機対応業務を拡張するために必要な財政基盤を確保すべく危機対応分を延期する内容でありまして、実はこの議員立法は私も提出者となつていて、検討条項の修正を行いました。

その主な内容は次のとおりでありまして、第一に、政府の検討事項として、商工中金による危機対応業務の在り方のほか、政府の保有する商工中金の株式の処分の在り方及び商工中金に対する国の関与の在り方に加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。第二に、政府は、その措置が講ぜられるまでの間、株式を処分しないものとするということとして、この二〇〇九年の修正後も、東日本大震災、コロナ禍という深刻な危機が生じたことを踏まえる

と、当時の修正の趣旨の意義や重要性はこれまでずっと変わるものではなかったと考えております。

まず、今回の改正は二〇〇九年の与野党共に行った修正を踏まえたものなのかどうか、また、二〇〇九年改正の検討事項に基づいて、どのような観点から、何をどのように検討して、具体的などのような結果が得られたのか、政府の見解を伺いたい。

また、今回の改正案では、現行商工中金法附則第二条の三に示された六項目、危機対応業務の実施の状況、商工中金の財政基盤、社会経済情勢の変化等を勘案した上で、政府保有株式を全部売却すべきとの判断に至ったことは承知しておりますが、改めて、その判断に至った根拠について政府の見解を伺いたいと思っております。

ですから、二〇〇九年の政府提出法案ではなくて、議員立法によってまず法律が改定されたことによつて、危機対応業務の円滑な実施のための必要な財政基盤の確保のために政府出資による危機対応準備金が設けられ、また、危機対応業務への対応に万全を期すため、政府保有株式を全部処分する期限が延長され、二〇一二年四月からおおむね五年後から七年後を目途とするとされておられ、今の二点について大臣から御答弁いただければ幸いです。

○西村(康) 国務大臣 大島委員におかれましては、この間、商工中金の在り方について様々御提案をいただき、そしてまた議員立法提出もされたということ、改めて敬意を表したいと思います。

その上で、今、この間の経緯についても御説明がありましたけれども、少し重なる点もあります。御指摘のように、リーマン・ショックを踏まえた平成二十一年の改正法では、完全民営化の時期を延期するとともに、御指摘の検討条項で、平成二十三年度末を目途に、商工中金に対する出資の状況、危機対応業務の状況、財政基盤、株主となる中小企業組合

などの資金余力、社会経済情勢の変化などを勘案し、まず、危機対応業務の在り方、それから政府保有株式の処分の在り方、そして商工中金に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると思われるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるといふふうにごされたわけであり、また、もう御案内のとおりであります。

その後、東日本大震災がありまして、それを踏まえまして、平成二十三年、二〇一一年に、検討の期を平成二十六年度末へと延ばしたわけであり、改正をしたわけであり、

そしてさらに、平成二十七年、二〇一五年には、平成二十一年法の検討条項に基づいて、商工中金に危機対応業務の実施の責務を課すということ、それから、商工中金が危機対応業務を的確に実施できるよう、当分の間、政府が必要な株式を保有することとする旨の商工中金法の改正を行ったということであり、

この改正法では、施行後の適当な時期に、危機対応業務を行う指定金融機関に係る制度の運用状況とか商工中金の財政基盤などを勘案して、商工中金の危機対応業務の在り方、国の関与の在り方を検討することとしたということであり、東日本大震災がその後あったということも大きな背景となっております。

そして、今回の政府保有株式の全部売却の判断は、この平成二十七年、二〇一五年の改正法の規定に基づいて検討した結果となっております。

商工中金は、先ほどありました平成二十八年、二〇一六年の危機対応業務の不正事案、この発覚を踏まえた経営改革を行ったその結果、商工中金の財務状況が大きく改善してきた、そして、政府が商工中金の株式を保有する意義が大きく低下してきたということがあります。

加えて、この四年間の経営改革の中で確立してきたビジネスモデルを更に発展させ、まさに、真に中小企業による中小企業のための金融機関として生まれ変わっていくためには、より柔軟で自立した民間のガバナンス移行を目指し、まさに中小

企業による中小企業のための金融機関との位置づけを更に明確化するというところで、意識改革によつて職員が更に中小企業支援に踏み込んでいく、支援をできるようにするということが重要であります。そのために、政府保有株式を全部売却するという判断をしたものであります。

加えて、例えば全国中小企業団体中央会からは、中央会に株主資格を付与してほしいとか、そういう要望を受けておりますし、改正法案が成立すれば、まさに中小企業のための金融機関という根幹を変えない範囲において、株主構成の多様化を図る観点から、政府保有株式を処分するまでの間に、中小企業団体中央会などの中小企業を支援する機関も株主資格の対象とする、その政令改正を行うことを検討しているところであります。

こうした状況、背景を踏まえまして、今回、この改正案におきましては、まさに改革していく中で、政府保有株式の全部を処分するということとしたものであります。

○大島委員 実は、二〇〇九年の議員立法による改正については、私、すっかり忘れておりました、参議院まで出ていって答弁まで、趣旨説明までしておりまして、意外と仕事をしていたんだなと改めてびっくりしました。

続きまして、コロナ禍の金融支援ではゼロゼロ融資に注目が集まったが、商工中金、危機対応業務の実績も約二・七兆円に上り、相当のインパクトがあったと思えます。二〇〇九年改正によつて新設した危機対応準備金は、不正事案の後に一部が返納されましたが、危機時におけるその重要性を考えると、今後もこれを最大限活用して、商工中金には危機対応業務を確実に実施してもらう必要があると考えます。

本改正案において、商工中金に課せられる危機対応業務の実施の責務が確実に担保されるのか、政府の見解を伺いたいと思えます。

○角野政府参考人 お答えいたします。危機対応業務についてでございますが、今回の改革の狙いは中小企業のための商工中金改革であ

りまして、商工中金自身も、組織のDNAとして危機時の資金繰り支援を担っていく意思を表明しており、定款にも危機対応の責務を有する旨を記載する方針でございます。

今回の改正法案におきましても、商工中金に対して危機対応業務を実施する責務規定を附則から本則に位置づけ直すとともに、政府保有株式売却後も危機対応業務の実施と株主資格の制限を全国中小企業団体中央会が強く要望していることも踏まえまして、中小企業組合等への株主資格制限を維持することとしております。加えまして、商工中金が的確に危機対応業務を実施できるよう、危機対応準備金の制度も存置しているところでございます。

危機対応準備金につきましては、リーマン・ショックの際の危機対応融資の残高の減少度合いを加味し、過去に一部返納、例えば二〇一八年度に百五十億円、二〇一九年度に五十五億円の返納をしたところでございますが、その後、新型コロナウイルスで再度、危機対応業務を発動した際には、危機対応のための予算措置、これは令和二年度の二次補正でございますが三千九百八十七億円、結果的に出資には至りませんでした、こういったことも行ってきたところでございます。

こういったことも踏まえまして、今回の改革後も、危機対応業務については、危機対応準備金とともに万全な仕組みとなるよう努めてまいりたいと考えてございます。

○大島委員 この場でも質問が何回も出ています特別準備金、四千億円強あると思うんですけど、今回の改正案では、商工中金は、財務の健全性が確保されるに至ったと認める場合に国庫に返納をするとしております。商工中金は、特別準備金を今後も最大限活用して、創業や事業再生など民間金融機関が対応困難なリスクの高い分野について、より踏み込んだ支援を積極的に行っていたきたい。

ある程度時間をかけて地道な支援を続けた結果、利益剰余金が積み上がり、国庫に返納する余

地がおのずと出てくると考えられます。そのため、当分の間、在庫返納については慎重に判断すべきであると考えますが、政府の見解を伺わせてください。

ただ、冒頭申し上げましたとおり、商工中金の融資先というのは、企業組合ですか、中小企業等協同組合でもあって、経営が安定した企業だと思っております。今、構成のメンバーの皆さんから聞くと、結構MアンドAが多くて、物づくりの会社で後継者がいない結構大きな会社が、企業を全部売却してしまって組合から抜かれるとか、あるいは、私もこの間、物づくりの協同組合のメンバーの企業の方とお話をしていると、やはり企業買収についての話が日常茶飯にあるそうなんです。よ、企業を売却してくれないかということで。売却先がどういところなのか、私はまだ承知はしていないんですけども、日本のサプライチェーンが途絶すおそれがあるなと思っております。

私も、様々な、小さな会社も含めて、工場を見させていただと、製造業は本当のビジネスだと思っております。設備投資金額が数千万から億円を超えていきます。従業員の皆様の物づくりのスキルを上げることについての社内教育、あるいはISO等認証も取らなければいけない、どんなに小さな会社でも、出荷するときには必ず品質のチェック、品質保証が入るといこの一連の営みというのは本当のビジネスだと思っております、その割には、経営者の皆さんと話す、なかなか楽にならないのが物づくりなんです。

もう少し、下請価格の価格転嫁をもっともつと図ってあげるとか、大企業のサラリーマン経営者の皆様もしつかり、どうしてビジネスが成り立っているのか。小さな会社のそれぞれ、僕は時々、中小・小規模企業の皆さんに、この製品はおたくの会社しかできないんですから、もつと価格交渉を強気に臨んだらと言うことはあるんですけども、なかなかそういうことも、これまでそういう経験がないから、本当に、結構安い値段で請けていることも確かです。ただ、その方が経営の一線か

ら手を引いてしまうと、その会社自身がなくなってしまうおそれがある、サプライチェーンが途絶するので。

やはり、新規事業もいいとは思ってすけれど、まずは日本の融資先についてのサプライチェーンがしつかり、途絶するのかどうか。新規というのは難しいです、これは。失敗も多いです。今の質問では新規ということは触れていませけれども、やはりサプライチェーンを途絶しないように、一回、物づくり中心に、商工中金さんの仕事かどうかは分からないんですけども、そういう観点で仕事をしていただければと思いますので、まずは特別準備金についての答弁をお願いします。

○角野政府参考人 答えたいします。

今回の改革の狙いは、先ほども申し上げましたとおり、中小企業のための商工中金改革でありまして、商工中金には、中小企業向けの金融機能の底上げとして、再生、ベンチャー支援に代表される専門性、あるいは御指摘いただきました事業承継やMアンドA、こういった専門性を必要とする事業に注力するビジネスモデルの確立が期待されているところでございます。

そのため、御指摘のとおり、こうしたリスクの高いビジネスの実施を担保するため、今回の法律案では、特別準備金の制度は存置し、商工中金法は維持し、監督することとしております。

また、この特別準備金でございますが、民間金融機関にはない制度であることから、民間金融機関とのイコールフットリングの観点も踏まえまして、改正法案では、金融機関の自己資本比率の水準を定めたパーゼルの規制の普通株式等ティア1資本への算入が維持されることを前提に、一定の条件の下で商工中金自身の判断により返納することとしております。

当該規定につきましては、商工中金が、その自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認める場合に行われるものでありまして、その返納に当

たつては、再生、ベンチャー支援等、リスクの高い事業を的確に実施する観点も十分に踏まえて判断することになりますし、今御指摘いただきましたように、物づくりのサプライチェーン、これは大手と中小のウイン・ウインの関係が非常に大事でございます。途絶させないためにも、こういった面も含めまして十分に判断をしまりたいというふうにご考えてございます。

○大島委員 長官、御答弁ありがとうございます。

ベンチャー投資は結構難しいです。これは、融資でやるよりも、本来であれば出資を仰いだ方がいいかなというのが私の立場でして、ベンチャー投資、本当に日本でしつかり判断できる方がいらつしやるのかなと思うと、なかなかいないと思っております。これは、技術を見抜く能力を含めて、結構高い能力が必要とされて、日本国内で本当に見抜く能力のある人がそんなに数多くないで、まずは商工中金さんには、ベンチャーも大切かもしれないけれども、伝統的な業務をしつかりやっていた方が安全かなと思っております。次に行きます。

商工中金の完全民営化は第一条の目的規定に明記されており、今回の改正でもこの点は変わらない。政府保有株式が全部売却された後、将来的な商工中金法の廃止については、今回の改正案では、附則第二条を改正して、様々な事情を勘案した上で、商工中金に対する国の関与の在り方について検討を加え、商工中金法を廃止するための措置を講ずることができると認めるときは、直ちに当該措置を講ずるとしております。

完全民営化に向けた流れ自体は変わらないとしても、本来の危機時に傘を差す存在として、何らかの形で、残すべきものは必ず残す必要があると考えます。

商工中金は、将来、法を廃止した後も、必要な機能を維持して、中小企業による中小企業のための金融機関として存続し続けるのか、法の廃止後の商工中金の最終的な姿としてどのような絵を描

いており、そのための国の関与の在り方としてどのような方策を考えるのか、経産大臣の御見解を伺わせてください。

○西村(康)国務大臣 答え申し上げます。

商工中金は、各都道府県に店舗がありまして、全国ネットワークを有しているというこの特徴があります。そして、これまでも、またリーマン・ショック以降、全国の再生案件に関与するというところで、再生支援のノウハウ、また人材を積み重ねてきているということでもあります。事業性評価も大きく進んでおります。

一方で、地域ごとの支店数や職員数は決して多くありませんので、地域におけるネットワークあるいは地域密着型支援については地域金融機関に強みがあるということでもあります。

こうして、両者の強み、特徴は異なるため、商工中金と地域金融機関が連携、協業を進める中で、商工中金がこれまで培ってきた全国ネットワークそして再生支援のノウハウ、これを活用して、民間金融機関とは差別化された違うビジネスモデルを確立していくことが必要でありますし、それは可能であるというふうに考えております。

その上で、改正法案では、将来の完全民営化について、先ほどもありましたけれども、特別準備金を全額国庫納付しているか、商工中金に危機対応業務の責務を課さなくとも危機時の資金繰り支援に支障がないか、そして中小企業のための金融機関としての商工中金のビジネスモデルがまさに確立できているかどうか、こうしたことを勘案した上で改めて判断する旨を法案に規定をしているところであります。

また、今御指摘がありました附則には、商工中金を廃止し、完全民営化を行う際に、併せて、商工中金の組合金融機能の根幹が維持されることとなるよう、株主資格を制限するための措置などの必要な措置を講ずることも規定をしております。

このため、将来、仮に完全民営化の判断を行ったとしても、そういう方向を望んでいるわけであ

りますが、期待をしているわけでありませんが、中小企業による中小企業のための金融機関としてビジネスモデルを確立して、是非、中小企業のために活躍する金融機関であっていただきたい、このように考えているところであります。

○大島委員 最後に一言だけ。

二〇〇六年から始まっている行革の流れで完全民営化なので、急ぐ必要はないと思っておりますので、そのことをつけ加えて、終わります。

ありがとうございます。

○竹内委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。

大変、この経済産業委員会、静かな雰囲気ですばらしいですね。議論が低調と捉えるのか厳粛と捉えるのか、ちょっとよく分かりませんが、まあ、しっかりと御質問していきたいと思えます。

まず、法案に入る前に、信託型ストックオプション、大変今報道もされておりますが、一部、混乱を見せております。私、スタートアップ支援という観点で、日本の経済の在り方、日本の経済成長に向けて、こうした事案の処理の仕方というか、これをどう捉え、どう対応していくかということが極めて重要だと。今日のテーマの中小企業金融にも関わる、関わるというか、中小企業の振興というに関わるテーマですので、若干お時間を頂戴して、質問させていただきたいと思えます。

もう私からいろいろ申し上げるまでもなく、報道されていますが、国税庁として、あるいは財務省として、しっかりとそこを、二十九日、今週月曜日かな、おとつい説明会もあって、こういう立派な資料で説明をされてきておられます。

改めて、この国会の場で、財務省、国税庁の考え方、これを、プロの方々、当事者の方々にとっても分かりやすい、また、一般国民の皆様から見ても、なるほど、そういう問題かと御理解いただけるような形で、十分ぐらい使っていたで結構ですから、御説明を賜りたいと思えます。よろ

しくお願ひします。

○植松政府参考人 答えたいします。

一般に、企業が役員等に付与するストックオプションにつきましても、税制適格ストックオプションに該当する場合などを除きまして、ストックオプションの行使時に給与所得として課税するという取扱いは行っておりません。

その上で、いわゆる信託型ストックオプションにつきましても、ストックオプションを一旦形式的に信託に移していることから、一部の信託会社等においてストックオプションの行使時に給与課税されないとの見解があることは承知しておりますけれども、国税当局としては、役員等へのストックオプションの付与を目的としたものであることから、従来から、ストックオプションの行使時に給与課税されるという取扱いは行っているところでございます。

国税庁におきましては、これまで関係業界等に對し、こうした考え方を丁寧に説明してきたところであります。今般、信託型ストックオプションの課税関係をより広く周知するため、Q&Aを取りまとめ、昨日公表したところでござい

ます。委員の御指摘の観点で、ございますけれども、今後の対応というか、考え方で、ございますけれども、信託型ストックオプションを導入している企業であっても、まだ役員等にストックオプションを交付していない場合につきましても、今後、ストックオプションを交付する契約において、税法上の要件を満たせば、給与課税を要しない税制適格ストックオプションとして取り扱うことも可能と考えております。

既に組成されております信託型ストックオプションについて、ストックオプションを交付する契約がどのような内容であればこの税制適格の要件を満たすことができるのかについて、現在、関係業界と協議中であり、柔軟に対応してまいりたいと考えております。その協議が調い次第、信託型ストックオプションに係る税制適格ストックオ

プションの取扱いはついて、関係業界を通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

もう一点でございますけれども、税制適格ストックオプションの要件の一つに、権利行使価額は契約時の株価以上であることというものがござい

ますけれども、企業が税制適格ストックオプションを導入しようとする際、どのように権利行使価額を設定すればこの要件を満たすことができるのかを容易に判断できるようにするため、今般、国税庁におきまして、契約時の株価につきまして、財産評価基本通達による方法を、算定することを認める旨、通達改正を行う予定としております。

○足立委員 私は、今の御説明で、今、私たちが

どこに立っているのかということは大変よく分かります。

後ほど大臣にもちよつと質問させていただきますが、その前に、今説明がありましたように、この信託型ストックオプションへの対応については幾つかのステータスがあります。今あつたように、新株予約権の交付が行われていないケースについては、税制適格ストックオプション、すなわち、税法の本則ではなくて租特で決められている、要は、給与所得課税ではない形で処理できる、そういう制度の運用の明確化、これをパブリックも含めてやっていただいているということですが、これは是非やっていくべきだと思います。

先に、じゃ、大臣から、そういう今御紹介があつたようなスタートアップの育成に向けたストックオプションについての環境整備、これは経産省が、例えば租特であれば最終的には税法で、経産省ですが、経産省がスタートアップを振

興するという観点から様々な議論をしてこられていて、来年度の税制改正に向けても取組があると聞いていますので、その辺、大臣から、アピールというか、こういうのをやっているんだと御紹介をいただきたいと思ひます。

○西村(康)国務大臣 御指摘のように、ストックオプションは、手元資金がまだそんなにない、乏しいスタートアップ企業においては優秀な人材を確保するために有効な手段である、そして、その活用に向けた環境整備は極めて重要であるというふうに認識をしております。

このため、経産省におきましては、これまでも、税制適格ストックオプションの権利行使期間の上限の延長とか、制度の拡充に取り組んできたところでありますけれども、御指摘のように、今後、この権利行使限度額の大幅な引上げや撤廃など含めて、制度の更なる使い勝手の向上に向けた検討を進めているところであります。

今国税庁から説明がありましたけれども、この信託型ストックオプションについて、利用しております企業、あるいはその利用者と国税庁の間でちよつと解釈の違いがあつて、少し混乱もありましたけれども、国税庁も、無償かつ税制適格となるこの信託型ストックオプションの要件を検討しているということでもありますので、それを見守りながら、いずれにしても、引き続き、スタートアップ企業が優秀な人材を確保していく、そしてスピード感を持って成長していけるように、このストックオプション制度についても、更に環境整備、改善に努めていきたいというふうに考えております。

○足立委員 是非お願ひします。

今あつたように、この税制適格ストックオプションの要件、これは、もつと使いやすくしてほしい、こういう要望が当然あるわけでありまして、二十九日の説明会の資料にもありますが、税制適格ストックオプションの付与対象者を広げるとか、あるいは、権利行使限度額、権利行使価額の年間の合計額が一千万円を超えないという現